

特記仕様書

(趣旨)

第1条 本特記仕様書は、埼玉県設計業務共通仕様書に定めるもののほか、本業務委託に必要な事項を定めるものとする。

(適用)

第2条 本特記仕様書は、次の業務に適用する。

委託業務の名称：入間川入曽線にかかる交通量推計等業務委託
履行場所：狭山市中央2丁目外地内

(業務目的)

第3条 本業務については、都市計画道路入間川入曽線において、交通量推計等を実施することにより、詳細設計や事業の評価・分析、その他関連業務に必要な資料作成及び都市計画道路工業団地日高線との既存交差点部を改良する必要の有無を判断することを目的とする。

(業務内容 (測量業務))

第4条 仕様書に基づく業務内容 (測量業務) は、次のとおりとする。

1) 打合せ

業務の適正な執行を期するために、業務着手時、中間打合せ (3回)、成果物納入時及びその他必要と認められる場合に監督員等との打合せ協議を行う。なお、打合せ業務の内容には、打合せ記録の作成を含むものとする。

2) 交通量実態調査

① 現地踏査

交通量調査実施箇所及びその他交通量推計に必要な箇所の現地の確認等を行う。

② 計画準備

本業務計画の作成及び調査計画図作成、道路使用許可の取得を行う。

③ 準備・後片付け

交通量調査を行うために必要な準備及び後片付けを行う。

④ 交通量監督

交通量調査実施時の監督を行う。実施時間は、交通量調査と同様に昼間 12 時間 (7 時～19 時) とする。

⑤ 交通量調査 (交通量・信号現示)

発注者との協議により決定する 15 交差点について、火・水・木曜日のうち通常と異なる交通状態の予想される日以外で 1 日選択し、昼間 12 時間 (7 時～19 時) の調査を同日に行う。

自動車交通量については、交差点を通過する車両を次のとおり車種別・方向別・時間別に観測し記録する。

車種	乗用車・小型貨物車・バス・大型貨物車・二輪車の 5 種類に分類
方向	直線・左折・右折別
時間	1 時間集計

歩行者・自転車交通量については、次のとおり車種別・方向別・時間別に観測し記録する。

車種	歩行者・自転車(リヤカー、荷台付三輪自転車等の軽車両を含む)の2種類に分類
方向	横断方向の往復別
時間	1時間集計

また、交通量調査を行う箇所の信号については、朝・昼・夕の3時間帯の現示調査を行う。

3) 旅行速度調査

発注者との協議により決定する3ルートについて、旅行速度調査(プローブ調査)を行う。実施については、1時間毎に1往復(昼間12時間)を基本とする。

4) 資料整理

本業務で収集した資料について整理を行う。

(業務内容(設計業務))

第5条 仕様書に基づく業務内容(設計業務)は、次のとおりとする。

1) 打合せ

業務の適正な執行を期するために、業務着手時、中間打合せ(3回)、成果物納入時及びその他必要と認められる場合に監督員等との打合せ協議を行う。なお、打合せ業務の内容には、打合せ記録の作成を含むものとする。

2) 現況交通量推計

①既存資料収集・整理

交通実態調査結果、既存資料を基に検討対象範囲における道路交通量、旅行速度について整理する。

②推計条件設定

交通量推計の前提となる、配分手法、リンク条件、分割回数・分割比率、転換率モデルについての設定を行う。

③ゾーニング

夜間人口や世帯数を参考として、交通量配分ゾーンの集約・分割を行う。

④現況OD表の作成

貸与される道路交通センサスのOD表をゾーニングに基づき、集約・細分化して現況交通量配分に用いる現況OD表を作成する。

⑤現況配分ネットワークの作成

現況配分用データを基に、適切な交通量配分手法により配分計算を行い、現況再現性を考慮して配分用ネットワークを作成する。

⑥現況交通量配分(現況再現)

現況交通量の推計を行い、道路交通センサスの交通量データとの比較により、現況交通量の再現性の確認を行う。

3) 将来交通量推計

①将来OD表の作成

将来のOD表については、「現況OD表の作成」と同様に道路交通センサスのOD表を集約・細分化して将来交通量配分に用いる将来OD表を作成する。

②将来配分ネットワークの作成

現況交通量配分結果から得られるネットワークデータに令和22年における対象路線を含む将来道路網を追加し、将来ネットワークデータ(R22 ネット)を作成させる。

③将来交通量配分

将来配分用データを基に、次の3ケースについて将来交通量配分(R22)を行い配分結果として日交通量および混雑度を整理する。

ケース1	整備なし
ケース2	整備あり(暫定整備案)
ケース3	整備あり(フル整備案)

4) 費用便益分析

①便益算出

便益算出については、「費用便益分析マニュアル 令和7年2月国土交通省道路局 都市局」(以下、マニュアルという)に準じ、走行時間短縮便益、走行経費減少便益、交通事故減少便益を算出する。

走行時間短縮便益は、道路整備が行われない場合の総走行時間費用から、道路整備が行われる場合の総走行時間費用を減じた差として算定する。総走行時間費用は、各トリップのリンク別車種別の走行時間に時間価値原単位を乗じた値をトリップ全体で集計したものである。

走行経費減少便益は、道路の整備が行われない場合の走行経費から、道路の整備が行われる場合の走行経費を減じた差として算定する。なお、走行経費減少便益は、走行条件が改善されることによる費用の低下のうち、走行時間に含まれない項目を対象としている。具体的には、燃料費、油脂(オイル)費、タイヤ・チューブ費、車両整備(維持・修繕)費、車両償却費等の項目について走行距離単位当たりで計測した原単位(円/km・台)を用いて算定する。

交通事故減少便益は、道路の整備が行われない場合の交通事故による社会的損失から、道路の整備が行われる場合の交通事故による社会的損失を減じた差として算定する。道路の整備が行われない場合の総事故損失および道路の整備・改良が行われる場合の総事故損失は、発生事故率を基準とした算定式を用いてリンク別の交通事故の社会的損失を算定し、これを全対象リンクで集計する。交通事故の社会的損失は、運転者、同乗車、歩行者に関する人的損害額、交通事故により損壊を受ける車両や構築物に関する物的損害額及び、事故渋滞による損失額から算定する。

②費用の算出

費用の算出については、事業費と維持管理費をそれぞれ算出する。

事業費については、発注者からの貸与資料により整理する。

維持管理費については、発注者から提供される他路線の実績資料や他資料に基づき、km当たりの単価を算出し、対象路線の事業延長を乗じることで算出する。

③費用便益分析

算出された便益および費用を用いて供用後50年における費用便益比を算出する。

5) 報告書作成

本業務内容について、取りまとめ報告書を作成する。

(資料の貸与返還)

第6条 受注者は、業務を遂行するにあたり、必要な関係書類の提出を発注者に申し出ることができる。

なお、貸与資料については、業務完了時は速やかに返還しなければならない。

(成果品)

第7条 本業務委託に基づく成果品は、次のとおりとする。

- | | | |
|---|----------------|-----|
| 1 | 報告書 (A 4 版) | 1 冊 |
| 2 | 報告書電子データ (CD等) | 2 枚 |
| 3 | その他監督員が指示したもの | 1 式 |

(その他)

第8条 この特記仕様書に定めのない事項又はこの特記仕様書の各条項について、疑義が生じた場合は必要に応じて発注者及び受注者で協議の上定めるものとする。